土木工事成績評定基準

（目的）

第１　この基準は土木建築局の所掌に属する土木工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め，厳正かつ的確な評定の実施を図り，もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）

第２　評定は，原則として１件の請負代金額が 500 万円以上の土木工事について行うものとする。ただし，引渡しを受ける目的物がない工事又は簡易な維持修繕工事については，評定の対象外とすることができるものとする。

（評定の内容）

第３　評定は，次の考査項目ごとに，加減点方式により行うものとする。

考査項目	細　　別
１　施工体制	①施工体制一般　②配置技術者
２　施工状況	①施工管理　②工程管理　③安全対策　④対外関係
３　出来形及び出来ばえ	①出来形　②品質　③出来ばえ
４　工事特性	
５　創意工夫	
６　社会性等	
７　法令遵守等	法令遵守等　②評価内容の担保 （総合評価方式による発注の場合）

（評定者）

第４　完成検査において工事成績の評定を行う者（以下「評定者」という。）は，検査員，総括監督員及び立会人とする。

検査員とは，土木工事検査規程第３条第３項又は第４項の定めにより完成検査を行う職員とする。総括監督員とは，土木工事監督規程第５条第２項の定めにより総括監督員に指定された職員とする。立会人とは，土木工事検査規程第９条第１項の定めにより立会する場合はその監督職員とし，土木工事監督規程第５条第２項の定めにより総括監督員又は主任監督員に指定された職員とする。土木工事検査規程第９条第２項の定めにより立会する場合はその職員とする。

２　中間検査における評定者は，検査員とする。

検査員とは，土木工事検査規程第３条第２項又は第４項の定めにより中間検査を行う職員とする。

（評定の方法）

第５　完成検査における評定は，別紙－１，別紙－２及び別紙－３の「工事成績評点の考査項目別運用表」並びに別紙－４の「記入方法及び留意事項」に基づいて，様式－１の「工事成績評定表」及び様式－２の「細目別評定点採点表」を作成する。

２　中間検査における工事成績の評定は，別紙－３の「工事成績評点の考査項目別運用表」並びに

別紙－４の「記入方法及び留意事項」に基づいて，様式－１の「工事成績評定表」を作成する。

３　完成検査における総括監督員及び立会人である評定者は，検査員の評定に先立って評定を行うものとする。

４　検査員である評定者は，中間検査において評定を行う場合は，当該工事の監督職員から施工体制及び施工状況等について確認し評定する。

５　評定者は，別紙－１，別紙－２及び別紙－３の「工事成績評点の考査項目別運用表」の各欄に「その他」とある場合は，当該工事の特性を考慮し他の事項と同程度のものを追加することができるものとする。

６　所見は，評定にあたり特記事項のある場合に記入するものとする。

７　評定に当たっては，事前協議による作成書類以外の書類は，評価の対象外とする。なお，事前協議とは，工事着手前に別紙－５「工事関係書類一覧表」により，発注者へ提出，提示する書類の「紙と電子の別」を受発注者間で取り決めることをいう。

（評定結果の提出）

第６　検査員である評定者は，評定を行ったときは，遅滞なく，発注者に「工事成績評定表」，「細目別評定点採点表」及び「工事成績評点の考査項目別運用表」を検査調書（建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第 31 条，第 38 条関係）に付して提出するものとする。

（評定の結果の通知）

第７　発注者は，完成検査の終了後，評定者から評定結果の提出があったときは，遅滞なく，当該工事の受注者に対して，別に定めるところにより，評定の結果を通知するものとする。

（評定の修正）

第８　発注者は，第７の通知をした後，当該評定を修正する必要があると認められる場合は，修正しなければならない。

２　発注者は，前項の修正を行ったときは，遅滞なく，当該工事の受注者に対して，その結果を通知するものとする。

（説明請求等）

第９　第７又は第８による通知を受けた者は，通知を受けた日から起算して 14 日（広島県の休日を定める条例（平成元年条例第２号）に定める「県の休日」を含む。）以内に，書面により，発注者に対して評定の内容について説明を求めることができるものとする。

２　発注者は，前項による説明を求められたときは，書面により回答するものとする。

附　則

１　この基準は，昭和 60 年７月１日から施行する。

２　この基準は，平成９年４月１日から施行する。

３　この基準は，平成 12 年４月１日から施行する。

４　この基準は，平成 13 年 10 月１日から施行する。

５　この基準は，平成 17 年 12 月１日から施行する。

6　この基準は，平成 19 年６月１日から施行する。
7　この基準は，平成 20 年６月１日から施行する。
8　この基準は，平成 22 年６月１日から施行する。
9　この基準は，平成 23 年６月１日から施行する。
10　この基準は，平成 24 年４月１日から施行する。
11　この基準は，平成 24 年６月１日から施行する。
12　この基準は，平成 27 年４月１日から施行する。
13　この基準は，平成 28 年２月１日から施行する。
14　この基準は，平成 29 年６月１日から施行する。
15　この基準は，令和２年 11 月１日から施行する。

工事成績評定表及び工事成績評点の考査項目別運用表

目　　次

工事成績評定表
様式-1　1

細目別評定点採点表
様式-2　2

工事成績評点の考査項目別運用表
別紙-1（立会人）　3
別紙-2（総括監督員）　11
別紙-3（検査員）　16
別紙-4（記入方法及び留意事項）　38

様式-1

工　事　成　績　評　定　表

工事名		請負代金額	
受注者名			

		立会人※6					総括監督員							検査員（中間）							検査員（中間）							検査員（完成）						
		氏名					氏名							氏名							氏名							氏名						
考査項目	細　別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1.施工体制	Ⅰ.施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10.0																												
	Ⅱ.配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0																												
2.施工状況	Ⅰ.施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0
	Ⅱ.工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15.0																					
	Ⅲ.安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15.0																					
	Ⅳ.対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																												
3.出来形	Ⅰ.出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0
及び	Ⅱ.品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0
出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0	
4.工事特性	Ⅰ.施工条件等への対応※2						+20.0 ～ 0																											
5.創意工夫	Ⅰ.創意工夫※3	+7.0 ～ 0																																
6.社会性等	Ⅰ.地域への貢献等						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0																							
加減点合計（1+2+3+4+5+6）		＋－　.　点					＋－　.　点							＋－　.　点							＋－　.　点							＋－　.　点						
評定点（65±加減点合計）※1		①　.　点					②　.　点							③　.　点							③　.　点							④　.　点						
評定点計		＿＿＿＿＿点　・ 中間検査があった場合　①×0.4+②×0.2＋（③の平均）×0.2＋④×0.2 ・ 中間検査が無かった場合　①×0.4+②×0.2＋④×0.4																																
7.法令遵守等	Ⅰ.法令遵守等						－　.　点																											
	Ⅱ.評価内容の担保						－　.　点																											
評定点合計（評定点計-法令遵守等）		点（四捨五入により整数とする）																																

所見※5	（立会人）	（総括監督員）	（検査員）

※1. 各評定点（①～④）は小数点第１位まで記入。

※2. 工事特性は，当該工事の難度の高い条件（構造物の特殊性，特殊な技術，都市部等の作業環境・社会条件，厳しい自然・地盤条件，長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価に際しては，立会人からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。

※3. 創意工夫は，工事特性のような難度を伴わない工事において，企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。

※4. 4，5，6は加点評価のみとする。また，法令遵守等は減点評価のみとする。

※5. 所見は特記事項のある場合に記載する。

※6. 立会人の考査項目（細別）のうち，「Ⅰ出来形」，「Ⅱ品質」については，検査員が評価するものとする。

※7. 各考査項目ごとの採点は，立会人は別紙-1，総括監督員は別紙-2，検査員は別紙-3によるものとする。

細目別評定点採点表

工事名　：

考査項目	細　別	①立会人	②総括監督員	③検査員（中間）	④検査員（完成）	細目別評定点	得点割合
1．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	(1.0)×0.4＋2.9= 3.3 点				3.3 点 ／ 3.3 点	3.3%
	Ⅱ．配置技術者	(3.0)×0.4＋2.9= 4.1 点				4.1 点 ／ 4.1 点	4.1%
2．施工状況	Ⅰ．施工管理	(4.0)×0.4＋2.9= 4.5 点		(5.0)×0.4＋6.5= 8.5 点	(5.0)×0.4＋6.5= 8.5 点	13.0 点 ／ 13.0 点	13.0%
	Ⅱ．工程管理	(4.0)×0.4＋2.9= 4.5 点	(2.0)×0.2＋3.2= 3.6 点			8.1 点 ／ 8.1 点	8.1%
	Ⅲ．安全対策	(5.0)×0.4＋2.9= 4.9 点	(3.0)×0.2＋3.3= 3.9 点			8.8 点 ／ 8.8 点	8.8%
	Ⅳ．対外関係	(2.0)×0.4＋2.9= 3.7 点				3.7 点 ／ 3.7 点	3.7%
3．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	(4.0)×0.4＋2.8= 4.4 点		(10.0)×0.4＋6.5= 10.5 点	(10.0)×0.4＋6.5= 10.5 点	14.9 点 ／ 14.9 点	14.9%
	Ⅱ．品質	(5.0)×0.4＋2.9= 4.9 点		(15.0)×0.4＋6.5= 12.5 点	(15.0)×0.4＋6.5= 12.5 点	17.4 点 ／ 17.4 点	17.4%
	Ⅲ．出来ばえ			(5.0)×0.4＋6.5= 8.5 点	(5.0)×0.4＋6.5= 8.5 点	8.5 点 ／ 8.5 点	8.5%
4．工事特性	Ⅰ．施工条件への対応		(20.0)×0.2＋3.3= 7.3 点			7.3 点 ／ 7.3 点	7.3%
5．創意工夫	Ⅰ．創意工夫	(7.0)×0.4＋2.9= 5.7 点				5.7 点 ／ 5.7 点	5.7%
6．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等		(10.0)×0.2＋3.2= 5.2 点			5.2 点 ／ 5.2 点	5.2%
7．法令遵守等	Ⅰ．法令遵守等		(0.0)×1.0= 0.0 点				0.0%
	Ⅱ．評価内容の担保		(0.0)×1.0= 0.0 点				0.0%
					評定点合計	100.0 点 ／100.0 点	

※　中間検査があった場合　　①＋②＋③×0.5+④×0.5＝細目別評定点（③は中間検査の平均点）
　　中間検査がなかった場合　　①＋②+④＝細目別評定点

※　得点割合は，細目別評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。
※　端数処理の関係で評定点合計と細目別評定点の計が異なる場合がある。

考査項目別運用表

（立　会　人）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">1.施工体制</td><td rowspan="2">Ⅰ.施工体制一般</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□　「監督段階におけるチェックシート」のうち，施工体制一般について指示事項が無い。
□　施工計画書を，工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出している。
□　作業分担の範囲を，施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。
□　品質証明員が関係書類，出来形，品質等の確認を工事全般にわたって実施して，品質証明に係る体制が有効に機能している。
□　元請が下請の作業成果を検査している。
□　施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。
□　緊急指示，災害，事故等が発生した場合の対応が速やかである。
□　現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。
□　工場製作期間における技術者を適切に配置している。
□　機械設備，電気設備等について，製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が 90%以上 ･････････････････ a
評価値が 80%以上 90%未満･････････ b
評価値が 80%未満 ･････････････････ c

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　施工体制一般に関して，監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□　施工体制一般に関して，監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅱ.配置技術者
（現場代理人等）</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">●評価対象項目
【全体を評価する項目】
□　「監督段階におけるチェックシート」のうち，配置技術者について指示事項が無い。
□　作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。
【現場代理人を評価する項目】
□　現場代理人が，工事全体を把握している。
□　設計図書と現場との相違があった場合は，監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。
□　監督職員への報告・連絡を適時及び的確に行っている。
【監理（主任）技術者を評価する項目】
□　事前協議を踏まえ，共通仕様書及び諸基準に基づき，工事書類簡素化の趣旨に則り，工事書類を適切に作成し，提出又は提示している。
□　契約書，設計図書，適用すべき諸基準等を理解し，施工に反映している。
□　施工上の課題となる条件（作業環境，気象，地質等）への対応を図っている。
□　下請の施工体制及び施工状況を把握し，技術的な指導を行っている。
□　監理（主任）技術者が，明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が 90%以上 ･････････････････ a
評価値が 80%以上 90%未満･････････ b
評価値が 80%未満 ･････････････････ c

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　配置技術者に関して，監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□　配置技術者に関して，監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

考査項目別運用表

（立　会　人）

考 査 項 目	細　　別	a	b	c	d	e
2.施工状況	Ⅰ.施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 □ 「監督段階におけるチェックシート」のうち，施工管理について指示事項が無い。 □ 施工計画書が，設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 □ 現場条件の変化に対して，適切に対応している。 □ 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 □ 日常の出来形管理を，設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 □ 日常の品質管理を，設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 □ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 □ 指定材料の品質証明書及び写真等を保管している。 □ 工事打合せ簿を，事前協議に基づき，過不足無く整理している。 □ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 □ 工事全般において，低騒音型，低振動型，排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 □ その他（理由：　　） ●判断基準 評価値が 90%以上 ･････････････････ a 評価値が 80%以上 90%未満･････････ b 評価値が 80%未満 ･････････････････ c ① 当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④ なお，削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。			□ 施工管理に関して，監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 施工管理に関して，監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	Ⅱ.工程管理	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 □ 「監督段階におけるチェックシート」のうち，工程管理について指示事項が無い。 □ 工程に与える要因を的確に把握し，それらを反映した計画工程表を作成している。 □ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており，適切に工程を管理している。 □ 現場条件の変化への対応が迅速であり，施工の停滞が見られない。 □ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり，大きな工程の遅れが無い。 □ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 □ 適切な工程管理を行い，工程の遅れが無い。 □ 休日の確保を行っている。 □ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 □ その他（理由：　　） ●判断基準 評価値が 90%以上 ･････････････････ a 評価値が 80%以上 90%未満･････････ b 評価値が 80%未満 ･････････････････ c ① 当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④ なお，削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。			□ 工程管理に関して，監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 工程管理に関して，監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

考査項目別運用表

（立　会　人）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">2.施工状況</td><td>Ⅲ.安全対策</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">●評価対象項目
□　「監督段階におけるチェックシート」のうち，安全対策について指示事項が無い。
□　災害防止協議会等を１回／月以上行っている。
□　安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。
□　新規入場者教育の内容に，当該工事の現場特性を反映している。
□　工事期間を通じて，労働災害及び公衆災害が発生しなかった。
□　過積載防止に取り組んでいる。
□　仮設工の点検及び管理を，チェックリスト等を用いて実施している。
□　保安施設の設置及び管理を，各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。
□　地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が 90%以上 ･････････････････ a
評価値が 80%以上 90%未満･････････ b
評価値が 80%未満 ･････････････････ c

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　安全対策に関して，監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□　安全対策に関して，監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>Ⅳ.対外関係</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td></td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">●評価対象項目
□　「監督段階におけるチェックシート」のうち，対外関係について指示事項が無い。
□　関係官公庁などと調整を行い，トラブルの発生が無い。
□　地元との調整を行い，トラブルの発生が無い。
□　第三者からの苦情が無い。もしくは，苦情に対して適切な対応を行っている。
□　関連工事との調整を行い，円滑な進捗に取り組んでいる。
□　工事の目的及び内容を，工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が 90%以上 ･････････････････ a
評価値が 80%以上 90%未満･････････ b
評価値が 80%未満 ･････････････････ c

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　対外関係に関して，監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□　対外関係に関して，監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

考査項目別運用表

【別紙-1④は検査員が評価し評価結果を記入する】（立　会　人）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th colspan="2">a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形
及び
出来ばえ

Ⅰ.出来形</td><td colspan="2">□　出来形の測定が，必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており，測定値が規格値を満足し，そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。</td><td>□　出来形の測定が，必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており，測定値が規格値を満足し，そのばらつきが規格値の概ね 80%以内である。</td><td>□　出来形の測定が，必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており，測定値が規格値を満足し，a，b に該当しない。</td><td rowspan="2">□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td rowspan="2">□　契約約款第 17 条に基づき，監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="4">※　ばらつきの判断は別紙-4 参照。

①　出来形の評定は，工事全般を通じて評定するものとする。
②　出来形とは，設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③　出来形管理とは，「土木工事施工管理基準」の測定項目，測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが，当該管理基準によりがたい場合等については，監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。
④　出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">機械設備工事

※上記欄によらず，当該欄で評価</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="2">□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td rowspan="2">□　契約約款第 17 条に基づき，監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="4">●評価対象項目
□　据付に関する出来形管理が，出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。
□　設備全般にわたり，形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
□　施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。
□　設計図書で定められていない出来形管理項目について，監督職員と協議の上で管理している。
□　不可視部分の出来形を写真撮影している。（監督職員等が臨場した箇所は除く）
□　塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。
□　溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。
□　社内の管理基準に基づき管理している。
□　設計図書に定められている予備品に不足が無い。
□　分解整備における既設部品等の摩耗，損傷等について，整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が 80%以上 ･････････････････ a
評価値が 60%以上 80%未満･････････ b
評価値が 60%未満 ･････････････････ c

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお，削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。</td></tr>
</table>

考査項目別運用表

【別紙-1⑤は検査員が評価し評価結果を記入する】（立　会　人）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形
及び
出来ばえ

Ⅰ.出来形</td><td rowspan="2">電気設備工事
通信設備工事
受変電設備工事

※上記欄によらず，当該欄で評価</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="2">□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td rowspan="2">□　契約約款第 17 条に基づき，監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□　据付に関する出来形管理が，出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。
□　機器等の測定（試験）結果が，その都度出来形管理図及び出来形管理表に記録され，適切に管理している。
□　不可視部分の出来形を写真撮影している。(監督職員が臨場した箇所は除く)
□　設計図書に定められていない出来形管理項目について，監督職員と協議の上で管理している。
□　設備全般にわたり，形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
□　設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。
□　配管及び配線が，設計図書又は承諾図書通りに敷設している。
□　測定機器のキャリブレーションを，定期的に実施している。
□　行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。
□　配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　社内の管理基準に基づき管理している。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が 80%以上 ･････････････････ a
評価値が 60%以上 80%未満･････････ b
評価値が 60%未満 ･････････････････ c

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお，削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。</td></tr>
</table>

考査項目別運用表

【別紙-1⑥は検査員が評価し評価結果を記入する】（立　会　人）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th colspan="2">a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形
及び
出来ばえ

Ⅱ.品質</td><td colspan="2">□　品質の測定が，必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており，測定値が規格値を満足し，そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。</td><td>□　品質の測定が，必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており，測定値が規格値を満足し，そのばらつきが規格値の概ね 80%以内である。</td><td>□　品質の測定が，必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており，測定値が規格値を満足し，a，b に該当しない。</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td rowspan="2">□　契約約款第 17 条に基づき，監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="4">※　ばらつきの判断は別紙-4 参照。

① 品質の評定は，工事全般を通じて評定するものとする。
② 品質とは，設計図書に示された工事目的物の規格である。
③ 品質管理とは，「土木工事施工管理基準」の試験項目，試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお，当該管理基準によりがたい場合等については，監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。
④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">機械設備工事

※上記欄によらず，当該欄で評価</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td rowspan="3">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td rowspan="3">□　契約約款第 17 条に基づき，監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□　材料，部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　設備の機能及び性能を，承諾図書のとおり確保している。
□　設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い，承諾図書として提出している。
□　機器の品質，機能及び性能が設計図書を満足して，成績書にまとめられている。
□　溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
□　塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
□　操作制御設備について，操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し，正常に作動することが確認できる。
□　操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。
□　小配管，電気配線・配管が，承諾図書のとおり敷設している。
□　設備の取扱説明書を適切に作成している。
□　完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。
□　機器の配置について，点検しやすくしている。
□　設備の構造や機器の配置について，部品等の交換作業が容易にできる。
□　二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され，試験成績表にまとめられている。
□　バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。
□　計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。
□　回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。
□　構造物の劣化状況をよく把握して，適切な対策を施していることが確認できる。
□　現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど，積極的に取り組んでいる。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が 80%以上 ･････････････････ a
評価値が 60%以上 80%未満･････････ b
評価値が 60%未満 ･････････････････ c

① 当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお，削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。</td></tr>
</table>

考査項目別運用表

【別紙-1⑦は検査員が評価し評価結果を記入する】（立　会　人）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形
及び
出来ばえ

Ⅱ.品質</td><td>電気設備工事
通信設備工事
受変電設備工事

※上記欄によらず，当該欄で評価</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td rowspan="2">□　契約約款第 17 条に基づき，監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□　製作着手前に，品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。
□　材料，部品の品質照合の結果が，品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　機器の品質，機能及び性能が，設計図書を満足し，成績書にまとめている。
□　操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され，正常に作動することが確認できる。
□　ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ，不具合が無い。
□　設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　操作制御関係の機能及び性能が，仕様を満足していることが確認できるとともに，必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
□　設備の総合性能が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において，工場試験などで確認している。
□　設備全体についての取扱説明書を適切に作成（修繕（改造・更新含む）の場合は，修正又は更新）している。
□　完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。
□　設備の構造について，点検や消耗品の取替え作業が容易にできる。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が 80%以上 ･････････････････ a
評価値が 60%以上 80%未満･････････ b
評価値が 60%未満 ･････････････････ c

①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお，削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">維持・修繕工事

※上記欄によらず，当該欄で評価</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>□　契約約款第 17 条に基づき，監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□　常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。
□　緊急的な作業に対し，迅速に対応している。
□　監督職員の指示事項に対し，現地状況を勘案し，施工方法や構造について提案を行うなど，積極的に取り組んでいる。
□　施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。
□　理由：
□　理由：
□　理由：
□　理由：

●判断基準
※　該当項目数が 6 項目以上･････････ a
※　該当項目数が 4 項目以上･････････ b
※　該当項目数が 3 項目以下･････････ c

注　記載の 4 項目を必須の評価対象項目とし，この他に適宜項目を追加して評価するものとする。
ただし，評価対象項目は最大 8 項目とする。</td></tr>
</table>

考査項目別運用表

（立　会　人）

考査項目	細別	工夫事項
5.創意工夫	Ⅰ.創意工夫	【施工】 □ 施工に伴う器具，工具，装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 □ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 □ 土工，地盤改良，橋梁架設，舗装，コンクリート打設等の施工に関する工夫。 □ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 □ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 □ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止，配管のつなぎ等に関する工夫。 □ 照明などの視界の確保に関する工夫。 □ 仮排水，仮道路，迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 □ 運搬車両，施工機械等に関する工夫。 □ 支保工，型枠工，足場工，仮桟橋，覆工板，山留め等の仮設工に関する工夫。 □ 盛土の締固度，杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 □ 施工計画書の作成，写真の管理等に関する工夫。 □ 出来形又は品質の計測，集計，管理図等に関する工夫。 □ 施工管理ソフト，土量管理システム等の活用に関する工夫。 □ ICT 活用工事加点として起工測量から電子納品までの何れかの段階で ICT を活用した工事（電子納品のみは除く）※本項目は１点の加点とする。 □ ICT 活用工事加点として起工測量から電子納品までの全ての段階で ICT を活用した工事。※本項目は２点の加点とする。 ※ICT 活用による加点は最大２点の加点とする □ 特殊な工法や材料を用いた工事。 □ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 【新技術活用】 「新技術活用」においては，以下の５項目により，複数の技術の評価を可能とするが，最大３点の加点とする。ただし，加点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし，発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。 □ （該当技術数：）NETIS 登録技術のうち，事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し，活用の効果が相当程度確認できた。 **※本項目は３点の加点とする。** □ （該当技術数：）NETIS 登録技術のうち，事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し，活用の効果が一定程度確認できた。 **※本項目は２点の加点とする。** □ （該当技術数：）NETIS 登録技術のうち，事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し，活用の効果が従来技術と同程度である。 **※本項目は１点の加点とする。** □ （該当技術数：）NETIS 登録技術のうち，事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し，活用の効果が相当程度確認できた。 **※本項目は２点の加点とする。** □ （該当技術数：）NETIS 登録技術のうち，事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し，活用の効果が一定程度確認できた。 **※本項目は１点の加点とする。** ※ここで「有用とされる技術」とは，「公共工事等における新技術活用システム」実施要領で定める「有用とされる技術」をいう。 ※複数の技術の評価にあたっては，活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが，最大 3 点の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合，該当技術数に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価の点数とするが，この場合も最大３点の加点とする。 【品質】 □ 土工，設備，電気の品質向上に関する工夫。 □ コンクリートの材料，打設，養生に関する工夫。 □ 鉄筋，PC ケーブル，コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 □ 配筋，溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 □ 建設業労働災害防止協会が定める指針等に基づく安全衛生教育を実施している。※本項目は２点の加点とする。 □ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物，墜落・転落，挟まれ，看板，立入禁止柵，手摺り，足場等） □ 安全教育，技術向上講習会，安全パトロール等に関する工夫。 □ 現場事務所，労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 □ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 □ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 □ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 □ 環境保全に関する工夫。 【働き方改革】 □ 「働き方改革」では，当該工事において，他の模範となるような取組を，以下の項目により，複数評価を可能とするが，最大２点の加点とする。週休２日（4 週 8 休以上）の確保に向けた企業の取り組みが図られている。 □ 若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取組が図られている。 【その他】 □ その他（理由：　　） □ その他（理由：　　） □ その他（理由：　　） □ その他（理由：　　） □ その他（理由：　　） □ その他（理由：　　） □ その他（理由：　　）
	記述評価 （レマークを付した評価内容を詳細記述）	評　点：＿＿＿＿点 【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
※2. 評価は各項目において１つレ点が付されれば 1，2，3 点で評価し，最大７点の加点評価とする。
※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1 項目 1 点を目安とするが，内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
※4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば，その他に具体の内容を記載して加点する。なお，総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

考査項目別運用表

（総括監督員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">2.施工状況</td><td rowspan="2">Ⅱ.工程管理</td><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□　隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み，遅れを発生させることなく工事を完成させた。
□　地元及び関係機関との調整に取り組み，遅れを発生させることなく工事を完成させた。
□　工程管理を適切に行なったことにより，夜間工事の回避等を行い，工事による地域への影響を軽減させた。
□　工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。
□　現場閉所による週休２日（4週８休以上）に取り組んだ。
□　災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において，余裕をもって工事を完成させた。
□　工事施工箇所が広範囲に点在している場合において，工程管理を的確に行い，余裕をもって工事を完成させた。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
上記該当項目を総合的に判断して，a，b，c，d，e評価を行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅲ.安全対策</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□　建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。
□　安全衛生を確保するための管理体制を整備し，組織的に取り組んだ。
□　安全衛生を確保するため，他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。
□　安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。
□　災害防止協議会等での活動に積極的に取り組んだ。
□　安全対策に係る取り組みが地域から評価された。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
上記該当項目を総合的に判断して，a，b，c，d，e評価を行う。</td></tr>
</table>

考査項目別運用表

（総括監督員）

考査項目	細別	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4.工事特性	Ⅰ.施工条件等への対応	Ⅰ構造物の特殊性への対応 □ 1.対象構造物の高さ，延長，施工（断）面積，施工深度等の規模が特殊な工事 □ 2.対象構造物の形状が複雑であることなどから，施工条件が特に変化する工事 □ 3.その他（理由：　　） ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば**4点の加点**とする。	(1.について) 切土の土工量：20万m^3以上，盛土の土工量：15万m^3以上，護岸・築堤の平均高さ：10m以上，トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)の直径：8m以上，ダム用水門の設計水深：25m以上，樋門又は樋管の内空断面積：15m^2以上，揚排水機場の吐出管径：2,000mm以上，堰又は水門の最大径間長：25m以上，堰又は水門の径間数：3径間以上，堰又は水門の扉体面積：50m^2/門以上，トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上，トンネル(NATM)の内空平均面積：100m^2以上，トンネル(沈埋工法)の内空平均面積：300m^2以上，海岸堤防，護岸，突堤又は離岸提の水深：10m以上，地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上，浚渫工の浚渫土量：100万m^3以上，流路工の計画高水流量：500m^3以上，砂防ダムの堤高：15m以上，ダムの堤高：150m以上，転流トンネルの流下能力：400m^3/s以上，橋梁下部工の高さ：30m以上，橋梁上部工の最大支間長：100m以上 (2.について) ・砂防工事などにおいて，現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 (3.について) ・その他，構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・その他，技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため，FEM解析などによる検討が必要な工事。
		Ⅱ都市部等の作業環境，社会条件等への対応 □ 4.地盤の変形，近接構造物，地中埋設物への影響に配慮する工事 □ 5.周辺環境条件により，作業条件，工程等に大きな影響を受ける工事 □ 6.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 □ 7.現道上での交通規制に大きく影響する工事 □ 8.事故や災害発生直後等の緊急的な対応が特に必要な工事 □ 9.施工箇所が広範囲にわたる工事 □ 10.その他（理由：　　） ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば**6点の加点**とする。	(4.について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での，鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき，工法の変更を行った工事。 (5.について) ・ガス管，水道管，電話線等の支障物件の移設について，施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり，施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (6.について) ・市街地での夜間工事。 ・DID地区での工事。 (7.について) ・日交通量が概ね１万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で，交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって，交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8.について) ・事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事で，２４時間対応の施工等により早期の完成が求められる工事 (9.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10.について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり，機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他，周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		Ⅲ厳しい自然・地盤条件への対応 □ 11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事 □ 12.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 □ 13.被災箇所の措置や急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 □ 14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 □ 15.維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 □ 16.その他（理由：　　） ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば**4点の加点**とする。	(11.について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く，ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため，深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから，施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 (12.について) ・海岸又は河川区域内のため，設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く，主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 (13.について) ・被災箇所における二次災害の危険性に対する注意が必要とされる工事 ・急峻な地形のため，作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは，命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため，工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事 (14.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため，工程や施工方法に制約を受けた工事 (15.について) ・維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 (16.について) ・その他，自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他，災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
		Ⅳ長期工事における安全確保への対応 □ 17. 12ヶ月を超える工期で，事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く） ※但し，文書注意に至らない事故は除く。 □ 18.その他（理由：　　） ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば**6点の加点**とする。	
	評価	評点：＿＿＿＿点	

※1. 工事特性は，最大20点の加点評価とする。
※2. 立会人が評価する「5.創意工夫」との二重評価は行わない
※3. 評価にあたっては，立会人等の意見も参考に評価する。

考査項目別運用表

（総括監督員）

考 査 項 目	細　　別	a	a’	b	b’	c
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない

●評価対象項目

- □ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。
- □ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど，積極的に周辺地域との調和を図った。
- □ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して，積極的に地域とのコミュニケーションを図った。
- □ 道路清掃などを積極的に実施し，地域に貢献した。
- □ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し，地域とのコミュニケーションを図った。
- □ 災害時などにおいて，地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。
- □ その他（理由：　　）

●判断基準

※上記該当項目を総合的に判断して，a，a’，b，b’，c 評価を行う。

考査項目別運用表

（総括監督員）

考 査 項 目	細　　別	法令遵守等の該当項目一覧
7. 法令遵守等	Ⅰ. 法令遵守等	

措　置　内　容	点　数
□　1. 指名除外 3 ヶ月以上	-20 点
□　2. 指名除外 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満	-15 点
□　3. 指名除外 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満	-13 点
□　4. 指名除外 2 週間以上 1 ヶ月未満	-10 点
□　5. 文書注意	－ 8 点
□　6. 口頭注意	－ 5 点
□　7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが，当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため，口頭注意以上の処分が行われなかった場合	－ 3 点
□　8. その他（理由：　　）	－　点
□　9. 項目該当なし	

①　本考査項目（7. 法令遵守等）で評価する事例は，施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
②　「施工」とは，請負契約書の記載内容（工事名，工期，施工場所等）を履行することに限定する。
③　「工事関係者」とは，当該工事現場に従事する現場代理人，監理技術者，主任技術者，品質証明員，請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請負人として契約し，それを履行するために当該工事現場に従事する者に限定する。

【上記で評価する場合の適応事例】

1. 入札前に提出した調査資料などにおいて，虚偽の事実が判明した。
2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄，砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し，送検された。
8. 労働基準法に違反する事実が判明し，送検等された。
9. 監督又は検査の実施を，不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
10. 下請代金を期日以内に支払っていない，不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第 4 条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
11. 過積載等の道路交通法違反により，逮捕又は送検された。
12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員，準構成員，企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは，「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 9 条に記されている砂利，砂，防音シート，軍手等の物品の納入，土木作業員やガードマンの受け入れ，土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。
15. 受注者が社会保険等未加入建設業者の下請負人と契約を締結した。（措置内容については，指名除外等の区分による。）

考査項目別運用表

（総括監督員）

考 査 項 目	細　　別	総合評価方式における価格以外のその他の条件に係る評価内容の担保一覧
7.法令遵守等	Ⅱ.評価内容の担保	

各評価項目の履行状況	点　数	備　考
□　工期設定の適切性 〔理由：　　〕	-5 点	
□　「施工に関する課題」に対する技術提案 〔理由：　　〕	-5 点　-10 点　-15 点	1 提案につき-5 点とし， 下限値を-15 点とする。
□　「品質に関する課題」に対する技術提案 〔理由：　　〕	-5 点　-10 点　-15 点	1 提案につき-5 点とし， 下限値を-15 点とする。
□　「____に関する課題」に対する技術提案 〔理由：　　〕	-5 点　-10 点　-15 点	1 提案につき-5 点とし， 下限値を-15 点とする。
□　情報化施工技術の活用 〔理由：　　〕	-5 点	
□　登録基幹技能者の配置 〔理由：　　〕	-5 点	
□　自社施工 〔理由：　　〕	-5 点	
□　主任（監理）技術者の保有する専門資格 〔理由：　　〕	-5 点	
□　若手技術者の配置 〔理由：　　〕	-5 点	
□　過去の工事成績 3 件の平均点（実績評価 2 型は最高点） 〔理由：　　〕	-5 点	
□　過去の主任（監理）技術者の同種・同規模工事の施工経験の有無（実績評価型は同一業種） 〔理由：　　〕	-5 点	
□　施工経験工事の従事役職 〔理由：　　〕	-5 点	
□　継続教育（CPD）の取組み 〔理由：　　〕	-5 点	
□　優秀技術者の表彰	-5 点	
□　その他 〔理由：　　〕	-5 点	
□　該当なし		

本評価項目で評価する事例は，「総合評価方式で発注した工事の施工にあたり，価格以外のその他の条件に係る評価内容に対し，次の適応事例があった」場合に適用する。
ただし，受注者の責によらないものを除く。

【上記で評価する場合の適応事例】

1.「各工程の工期が適切で，工夫があり，工期短縮が見られる」と評価した工事について，工夫するとした施工計画を実施しなかった場合。または，実施したが工期を短縮できなかった場合
2.「施工に関する課題」に対する各技術提案について，実施しなかった場合
3.「品質に関する課題」に対する各技術提案について，実施しなかった場合
4.情報化施工技術の活用について，正当な理由なく実施しなかった場合
5.主任（監理）技術者の保有する資格，専門資格，過去の工事成績，過去の同種・同規模工事の施工経験，経験工事の従事役職，継続教育（CPD）の取組み，優秀技術者の表彰等の各評価内容について評価した工事において，評価した配置予定技術者と異なる技術者を配置した場合で，当該技術者の各得点が配置予定技術者の得点を下回る評価内容がある場合

評価

評点：　－　　点

※　・総合評価方式における価格以外のその他の条件に関して，受注者の責により，評価の内容が満足されなかった場合，減点評価する。
　　・各評価項目の減点の累計について下限値は設けない。

考査項目別運用表

（検　査　員）

考 査 項 目	細　　別	a	b	c	d	e
2.施工状況	Ⅰ.施工管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 □ 契約約款第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 □ 施工計画書が工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出され，所定の項目が記載されているとともに，設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 □ 工事期間を通じて，施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 □ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合（数量の軽微な変更は除く）は，その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 □ 工事材料を品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。 □ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 □ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 □ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 □ 下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。 □ 品質証明体制が確立され，ISO9001又は品質証明員による関係書類，出来形，品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 □ 工事関係書類を事前協議に基づき過不足なく作成していることが確認できる。 □ 社内の管理基準の設定，管理方法が工種毎に明確であり，その内容に基づき管理していることが確認できる。 □ その他（理由：） ●判断基準 評価値が90%以上 ･････････････････ a 評価値が80%以上90%未満･････････ b 評価値が80%未満 ･････････････････ c ① 当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④ なお，削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			□ 施工管理に関して，監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 施工管理に関して，監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

考査項目別運用表

（検　査　員）

考 査 項 目	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形 及び 出来ばえ Ⅰ.出来形	□ 出来形の測定が，必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており，測定値が規格値を満足し，そのばらつきが規格値の概ね50%以内で，下記の「評定対象項目」の４項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が，必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており，測定値が規格値を満足し，そのばらつきが規格値の概ね 50%以内で，下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が，必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており，測定値が規格値を満足し，そのばらつきが規格値の概ね 80%以内で，下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が，必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており，測定値が規格値を満足し，そのばらつきが規格値の概ね 80%以内で，下記の「評定対象項目」の２項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が，必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており，測定値が規格値を満足し，a～b’に該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ 出来形管理が，出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。
- □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
- □ 不可視部分の出来形が写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。
- □ 写真管理基準の管理項目を満足している。
- □ 出来形管理基準が定められていない工種について，監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
- □ その他（理由：　　）

※　ばらつきの判断は別紙-4 参照。

① 出来形は，工事全般を通じて評定するものとする。
② 出来形とは，設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③ 出来形管理とは，「土木工事施工管理基準」の測定項目，測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。
④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

機械設備工事	a	a’	b	b’	c	d	e
※上記欄によらず，当該欄で評価	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている

●評価対象項目

- □ 据付に関する出来形管理が，出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。
- □ 設備全般にわたり，形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり，出来形の確認ができる。
- □ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し，出来形の確認ができる。
- □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について，監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
- □ 不可視部分の出来形が写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。
- □ 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており，出来形の確認ができる。
- □ 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており，出来形の確認ができる。
- □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
- □ 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。
- □ 分解整備における既設部品等の摩耗，損傷等について，整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。
- □ その他（理由：　　）

●判断基準

評価値が 90%以上･････････････････ a
評価値が 80%以上 90%未満 ････････ a’
評価値が 70%以上 80%未満 ････････ b
評価値が 60%以上 70%未満 ････････ b’
評価値が 60%未満･････････････････ c

① 当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は c 評価とする。

						d	e
						□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査職員が修補指示を行った。

考査項目別運用表

（検　査　員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形 及び 出来ばえ Ⅰ.出来形	電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事 ※上記欄によらず，当該欄で評価	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 □ 据付に関する出来形管理が，出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 □ 機器等の測定（試験）結果が，その都度出来形管理図及び出来形管理表などに記録され，適切に管理していることが確認できる。 □ 写真管理基準の管理項目を満足している。 □ 不可視部分の出来形が写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。 □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について，監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ 設備全般にわたり，形状，寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 □ 設備の据付，固定方法が，設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 □ 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 □ 行先などを表示した名札が，ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 □ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ その他（理由：　　） ●判断基準 評価値が 90%以上･････････････････ a 評価値が 80%以上 90%未満 ･･････ a’ 評価値が 70%以上 80%未満 ･･････ b 評価値が 60%以上 70%未満 ･･････ b’ 評価値が 60%未満･････････････････ c ① 当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④ なお，削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。					□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査職員が修補指示を行った。

考査項目別運用表

（検　査　員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形 及び 出来ばえ Ⅱ.品質	コンクリート 構造物工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙-4 参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており，コンクリートの品質(強度・w／c，最大骨材粒径，塩化物総量，単位水量，アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- □　コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており，温度，スランプ，空気量等の測定結果が確認できる。
- □　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が，当該現場の供試体であることが確認できる。
- □　施工条件や気象条件に適した運搬時間，打設時の投入高さ及び締固め方法が，定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- □　コンクリートの圧縮強度を管理し，必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
- □　コンクリートの打設前に，打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
- □　鉄筋の品質が，証明書類で確認できる。
- □　コンクリート打設までにさび，どろ，油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
- □　鉄筋の組立及び加工が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　圧接作業にあたり，作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
- □　コンクリートの養生が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　スペーサーの品質及び個数が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　有害なクラックが無い。
- □　その他（理由：　　）

①　当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお，削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

		a	a’	b	b’	c	d	e
	土工事 （切土，盛土， 堤防等工事）	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙-4 参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □　雨水による崩壊が起こらないように，排水対策を実施していることが確認できる。
- □　段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。
- □　置換えのための掘削を行うにあたり，掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
- □　締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- □　一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。
- □　芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
- □　構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
- □　土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。
- □　CBR 試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。
- □　法面に有害な亀裂が無い。
- □　伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- □　その他（理由：　　）

①　当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお，削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

（検　査　員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形 及び 出来ばえ Ⅱ.品質	護岸・根固・水制工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙-4 参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目
- □　施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
- □　裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを，空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。
- □　緑化ブロック，石積（張），法枠，かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が，裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。
- □　石積（張）工において，大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり，必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。
- □　遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ，端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　植生工で，植生の種類，品質，配合及び養生が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　根固工，水制工，沈床工，捨石工等において，材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　指定材料の品質が，証明書類で確認できる。
- □　基礎工において，掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。
- □　コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。
- □　施工にあたって，床掘箇所の湧水及び滞水等は，排除して施工していることが確認できる。
- □　埋戻し材料について，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　有害なクラックが無い。
- □　その他（理由：　　　　）

①　当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお，削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
鋼橋工事（RC 床版工事はコンクリート構造物に準ずる）	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙-4 参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【工場製作関係】
- □　鋼材の種別を，品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。
- □　溶接作業にあたり，作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
- □　溶接作業にあたり，溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。
- □　孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど，きめ細やかに製作していることが確認できる。
- □　欠陥部の発生が見られないことが確認できる。
- □　塗装作業にあたり，塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
- □　素地調整を行う場合，第 1 種ケレン後 4 時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。
- □　塗料の空缶管理について，写真等で確実に空であることが確認できる。
- □　塗料の品質が出荷証明書，塗料成績表により，製造年月日，ロット番号，色彩，数量が確認できる。
- □　その他（理由：　　　　）

【架設関係】
- □　ボルトの締付確認が実施され，記録を保管していることが確認できる。
- □　ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
- □　高力ボルトの締め付けを，中心から外側に向かって行っていることが確認できる。
- □　高力ボルトの品質が，証明書類で確認できる。
- □　支承の据付で，コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。
- □　架設にあたって，部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。
- □　架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質，性能が確保できる規模及び強度を有していることが確認できる。
- □　現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。
- □　現場塗装において，温度，湿度，風速等の確認を行っていることが確認できる。
- □　その他（理由：　　　　）

①　当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお，削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

（検　査　員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形 及び 出来ばえ Ⅱ.品質	砂防構造物工事 及び 地すべり防止工事 (集水井工事を含む)	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙-4 参照。 ●評価対象項目 【共通】 □　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており，コンクリートの品質(強度・w／c，最大骨材粒径，塩化物総量，単位水量，アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 □　コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており，温度，スランプ，空気量等の測定結果が確認できる。 □　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が，当該現場の供試体であることが確認できる。 □　運搬時間，打設時の投入高さ，締固時の バイブレータの機種及び養生方法が，施工条件及び気象条件に適しており，定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) □　コンクリートの圧縮強度を管理しており，必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている。 □　地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。 □　鉄筋及び鋼材の品質が，証明書類で確認できる。 □　有害なクラックが無い。 □　その他（　　理由：　　） 【砂防構造物工事に適用】 □　コンクリート打設までさび，どろ，油等の有害物が，鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 □　鉄筋の組立及び加工が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 □　アンカーの施工が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　ボルトの締付確認が実施され，記録を保管していることが確認できる。 □　ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 □　その他（　　理由：　　） 【地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む)】 □　アンカーの施工が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　ライナープレートの組み立てにあたり，偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 □　ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。 □　集・排水ボーリング工の方向及び角度が，適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。 □　その他（　　理由：　　） ①　当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④　なお，削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。 ●判断基準 ばらつきで判断可能：50%以下 / 80%以下 / 80%を超える ばらつきで判断不可能 評価値 90%以上：a / a’ / b / b 評価値 75%以上 90%未満：a’ / b / b’ / b’ 評価値 60%以上 75%未満：b / b’ / c / c 評価値 60%未満：b’ / c / c / c 注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査職員が修補指示を行った。

考査項目別運用表

（検　査　員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形 及び 出来ばえ Ⅱ.品質	舗装工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙-4 参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【路床・路盤工関係】

- □　設計図書に定められた試験方法で CBR 値を測定していることが確認できる。
- □　路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。
- □　路床及び路盤工の密度管理が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。
- □　路盤の施工に先立って，路床面，下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。
- □　路床盛土において，一層の仕上がり厚を 20cm 以下とし，各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。
- □　路床盛土において，構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが，タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。
- □　その他（理由：　　）

【アスファルト舗装工関係】

- □　アスファルト混合物の品質が，配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。
- □　舗装工の施工にあたって，上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。
- □　プラント出荷時，現場到着時，舗設時等において，アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。
- □　舗設後の交通開放が，定められた条件を満足していることが確認できる。
- □　各層の継ぎ目の位置が，設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。
- □　縦継目及び横継目の位置，構造物との接合面の処理等が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって，気象条件を配慮していることが確認できる。
- □　密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　その他（理由：　　）

【コンクリート舗装工関係】

- □　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており，コンクリートの品質(強度・w／c，最大骨材粒径，塩化物総量，単位水量，アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- □　舗装工の施工に先だって，上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。
- □　コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており，温度，スランプ，空気量等の測定結果が確認できる。
- □　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- □　運搬時間，打設方法及び養生方法が，施工条件及び気象条件に適しており，設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- □　材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。
- □　チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。
- □　その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお，削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

（検　査　員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形 及び 出来ばえ Ⅱ.品質	法面工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙-4 参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【共　通】

- □　施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。(特に法枠工，コンクリート又はモルタル吹付工関係)
- □　施工に際して，品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。
- □　盛土の施工にあたり，法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。
- □　雨水による崩壊が起こらないように，排水対策を実施していることが確認できる。
- □　その他（理由：　　）

【種子吹付工，客土吹付工，植生基材吹付工関係】

- □　土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。
- □　ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。
- □　ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。
- □　吹付け厚さが均等であることが確認できる。
- □　使用する材料の種類，品質，配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。
- □　その他（理由：　　）

【コンクリート又はモルタル吹付工関係】

- □　使用する材料の種類，品質及び配合が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　金網の重ね幅が，10cm 以上確保されていることが確認できる。
- □　金網が破損を生じていないことが確認できる。
- □　吸水性の吹付け面において，事前に吸水させてから施工していることが確認できる。
- □　吹付け厚さが均等であることが確認できる。
- □　吹付け厚さに応じて 2 層以上に分割して施工していることが確認できる。
- □　圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が，当該現場の供試体であることが確認できる。
- □　不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
- □　法肩の吹付けにあたり，地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。
- □　その他（理由：　　）

【現場打法枠工関係（プレキャスト法枠工含む)】

- □　使用する材料の種類，品質及び配合が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。
- □　現場養生が，設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。
- □　強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- □　枠内に空隙が無いことが確認できる。
- □　層間にはく離が無いことが確認できる。
- □　不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
- □　その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお，削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

（検　査　員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形 及び 出来ばえ Ⅱ.品質	基礎工事及び 地盤改良工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙-4 参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒，場所打，深礎等）】

- □　杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。
- □　既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており，その記録を整理していることが確認できる。
- □　杭頭処理において，杭本体を損傷していないことが確認できる。
- □　水平度，鉛直度等が，設計図書を満足していることが確認できる。
- □　溶接の品質管理に関して，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　支持地盤に達していることが，掘削深さ，掘削土砂等により確認できる。
- □　場所打杭について，トレミー管をコンクリート内に 2m 以上挿入して施工していることが確認できる。
- □　掘削深度，排出土砂，孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が，設計図書を満足していることが確認できる。
- □　配筋，スペーサーの配置及びコンクリート打設等が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　ライナープレートの組み立てにあたり，偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
- □　裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。
- □　強度確認，セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。
- □　その他（理由：　　）

【地盤改良関係】

- □　改良材のバッチ管理記録が整理され，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　セメントミルクの比重，スラリー噴出量，強度等の管理資料を整理していることが確認できる。
- □　事前に土質試験を実施し，改良材の選定，必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。
- □　施工箇所が均一に改良されているとともに，十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。
- □　その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお，削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

	a	a’	b	b’	c	d	e
海岸工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙-4 参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □　コンクリートの圧縮強度を管理し，必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
- □　運搬，打設，締め固めが，気象条件に適しており，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- □　コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって，強度確認を行っている。
- □　転倒や崩壊等が無いようコンクリートブロックの仮置を行っていることが確認できる。
- □　捨石基礎の均し面を平坦に仕上げていることが確認できる。
- □　工事期間中，1 日 1 回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。
- □　台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。
- □　その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお，削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

（検　査　員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形 及び 出来ばえ Ⅱ.品質	コンクリート橋 上部工事 （PC及びRCを対象）	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙-4 参照。 ●評価対象項目 □　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており，コンクリートの品質(強度・w／c，最大骨材粒径，塩化物総量，単位水量，アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 □　コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており，温度，スランプ，空気量等の測定結果が確認できる。 □　圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が，当該現場の供試体であることが確認できる。 □　施工条件や気象条件に適した運搬時間，打設時の投入高さ及び締固め方法が，定められた条件を満足していることが確認できる。 （寒中及び暑中コンクリート等を含む） □　コンクリートの圧縮強度を管理して，必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 □　鉄筋の品質が，証明書類で確認できる。 □　鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　コンクリート打設までにさび，どろ，油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 □　圧接作業にあたり，作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 □　鉄筋の組立及び加工が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　コンクリートの養生が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　スペーサーの品質及び個数が，設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 □　プレビーム桁のプレフレクション管理が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。 □　PC 鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　コンクリート圧縮強度の確認は，構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。 □　有害なクラックが無い。 □　その他（理由：　　） ①　当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④　なお，削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。 ●判断基準 評価値：90%以上 a / a’ / b / b 75%以上 90%未満 a’ / b / b’ / b’ 60%以上 75%未満 b / b’ / c / c 60%未満 b’ / c / c / c （ばらつきで判断可能：50%以下 / 80%以下 / 80%を超える／ばらつきで判断不可能） 注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査職員が修補指示を行った。

考査項目別運用表

（検　査　員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形 及び 出来ばえ Ⅱ.品質	塗装工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙-4 参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □　塗装作業にあたり，塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
- □　ケレンを入念に実施していることが確認できる。
- □　天候状況の確認，気温及び湿度の測定を行い，塗装作業を行っていることが確認できる。
- □　塗料を使用前に撹拌し，容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。
- □　鋼材表面及び被塗装面の汚れ，油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。
- □　塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。
- □　塗り残し，ながれ，しわ等が無く塗装されていることが確認できる。
- □　溶接部，ボルトの接合部分，構造の複雑な部分について，必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。
- □　塗料の品質が出荷証明書，塗料成績表により，製造年月日，ロット番号，色彩，数量が確認できる。
- □　その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお，削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

	トンネル工事	a	a’	b	b’	c	d	e
		□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙-4 参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており，コンクリートの品質(強度・w／c，最大骨材粒径，塩化物総量，単位水量，アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- □　コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており，温度，スランプ，空気量等の測定結果が確認できる。
- □　圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が，当該現場の供試体であることが確認できる。
- □　施工条件や気象条件に適した運搬時間，打設方法及び締固め方法が，定められた条件を満足していることが確認できる。
- □　吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別，規格が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　設計図書に定められた岩区分（支保工パターン含む）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。
- □　坑内観察調査などについて，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　計測管理を日々行っており，その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。
- □　金網の継ぎ目を 15cm 以上重ね合わせて施工していることが確認できる。
- □　吹付コンクリートの施工にあたって，浮石等を除いた後に，吹付コンクリートの一層の厚さが 15cm 以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。
- □　吹付コンクリートを打継ぎする場合は，吹付完了面を清掃した上，湿潤状態で施工していることが確認できる。
- □　ロックボルトの定着長が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　防水工に防水シートを使用する場合は，ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。
- □　逆巻きの場合において，側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる。
- □　その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお，削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

（検　査　員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形 及び 出来ばえ Ⅱ.品質	植栽工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙-4 参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □　活着が促されるよう管理していることが確認できる。
- □　樹木などに損傷，はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。
- □　樹木等の生育に害のある害虫等がいないことが確認できる。
- □　施工完了後，余剰枝の剪定，整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。
- □　肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。
- □　植生する樹木に応じて，余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。
- □　添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。
- □　樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。
- □　その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお，削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

		a	a’	b	b’	c	d	e
	防護柵（網）・ 標識・区画線等 設置工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙-4 参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □　防護柵設置要綱，視線誘導標設置基準，道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。
- □　防護柵等の床掘りの仕上がり面において，地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
- □　防護柵等の基礎工の施工にあたって，無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。
- □　防護柵等の支柱の施工にあたって，既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。
- □　基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して，施工していることが確認できる。
- □　防護柵の支柱の根入長が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　ガードケーブルを支柱に取付ける場合，設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。
- □　ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合，打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。
- □　ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が，10%以下であることが確認できる。
- □　区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　区画線の施工にあたって設置路面の水分，泥，砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。
- □　区画線を消去の場合，表示材（塗料）のみの除去となっており，路面への影響が最小限となっていることが確認できる。
- □　プライマーの施工にあたって，路面に均等に塗布していることが確認できる。
- □　区画線の材料が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお，削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

（検　査　員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形 及び 出来ばえ Ⅱ.品質	電線共同溝工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙-4 参照。 ●評価対象項目 □　指定材料の規格が，品質を証明する書類で確認できる。 □　管路の通過試験を行っており，試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。 □　プラント出荷時，現場到着時，舗設時等において，アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 □　特殊部の施工基面の支持力が，均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。 □　特殊部等の施工において，隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。 □　埋戻しにおいて，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　舗装の復旧等が適時行われ，路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。 □　管枕及び埋設シートの設置及び土被りが，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　管設置において，それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。 □　その他（理由：） ①　当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④　なお，削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。 ●判断基準 注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査職員が修補指示を行った。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

考査項目別運用表

（検　査　員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形
及び
出来ばえ

Ⅱ.品質</td><td>維持工事
（清掃工，除草工，付属物工，除雪，応急処理等）</td><td colspan="5">●評価対象項目
□　使用する材料の品質・形状等が適切であり，かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
□　構造物の劣化状況をよく把握して，適切な対策を施していることが確認できる。
□　監督職員の指示事項に対して，現地状況を勘案し，施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
□　緊急的な作業において，迅速かつ適切に対応していることが確認できる。
□　理由：
□　理由：
□　理由：
□　理由：

●判断基準
※　該当項目が６項目以上 ･････････ a
※　該当項目が５項目 ･････････････ a’
※　該当項目が４項目 ･････････････ b
※　該当項目が３項目 ･････････････ b’
※　該当項目が２項目以下 ･････････ c

注　記載の４項目を必須の評価対象項目とし，この他に適宜項目を追加して評価するものとする。
ただし，評価対象項目は最大８項目とする。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td>修繕工事
（橋脚補強，耐震補強，落橋防止等）</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">●評価対象項目
□　使用する材料の品質・形状等が適切であり，かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
□　構造物の劣化状況をよく把握して，適切な対策を施していることが確認できる。
□　監督職員の指示事項に対して，現地状況を勘案し，施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
□　施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。
□　理由：
□　理由：
□　理由：
□　理由：

●判断基準
※　該当項目が６項目以上 ･････････ a
※　該当項目が５項目 ･････････････ a’
※　該当項目が４項目 ･････････････ b
※　該当項目が３項目 ･････････････ b’
※　該当項目が２項目以下 ･････････ c

注　記載の４項目を必須の評価対象項目とし，この他に適宜項目を追加して評価するものとする。
ただし，評価対象項目は最大８項目とする。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
</table>

考査項目別運用表

（検　査　員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形
及び
出来ばえ

Ⅱ.品質</td><td>機械設備工事</td><td>優れている</td><td>b より優れている</td><td>やや優れている</td><td>c より優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="6">●評価対象項目
□　材料，部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。
□　設備の機能及び性能が，承諾図書のとおり確保され，品質の確認ができる。
□　設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い，承諾図書として提出していることが確認できる。
□　機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され，品質の確認ができる。
□　溶接管理基準の品質管理項目について，品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
□　塗装管理基準の品質管理項目について，品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
□　操作制御設備について，操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され，正常に作動することが確認できる。
□　操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について，試験書類を整理し品質の確認ができる。
□　小配管，電気配線，配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。
□　設備の取扱説明書を適切に作成していることが確認できる。
□　完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について，まとめていることが確認できる。
□　機器の配置について，点検しやすいことが確認できる。
□　設備の構造や機器の配置について，交換頻度の高い部品等の交換作業が容易にできることが確認できる。
□　二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し，試験成績表にまとめていることが確認できる。
□　バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。
□　計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。
□　回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。
□　構造物の劣化状況をよく把握して，適切な対策を施していることが確認できる。
□　現地状況を勘案し，施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
□　その他（理由：　　）
●判断基準
※　評価値が 90%以上･････････････････ a
※　評価値が 80%以上 90%未満 ･･････ a’
※　評価値が 70%以上 80%未満 ･･････ b
※　評価値が 60%以上 70%未満 ･･････ b’
※　評価値が 60%未満･････････････････ c
①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお，削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">電気設備工事</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>優れている</td><td>b より優れている</td><td>やや優れている</td><td>c より優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="6">●評価対象項目
□　製作着手前に，品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。
□　材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　機器の品質，機能及び性能が設計図書を満足して，成績書にまとめられていることが確認できる。
□　操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され，操作性に優れていることが確認できる。
□　ケーブル及び配管の接続などの作業が，施工計画書に記載された手順に沿って行われ，不具合が無いことが確認できる。
□　設備の機能及び性能が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　操作制御関係の機能及び性能が，設計図書の仕様を満足しているとともに，必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
□　設備の総合性能が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において，工場試験などで確認していることが確認できる。
□　設備全体についての取扱説明書を適切に作成（修繕（改造・更新含む）の場合は，修正又は更新）していることが確認できる。
□　完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
□　設備の構造について，点検や消耗品の取替え作業が容易にできることが確認できる。
□　その他（理由：　　）
●判断基準
※　評価値が 90%以上･････････････････ a
※　評価値が 80%以上 90%未満 ･･････ a’
※　評価値が 70%以上 80%未満 ･･････ b
※　評価値が 60%以上 70%未満 ･･････ b’
※　評価値が 60%未満･････････････････ c
①　当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお，削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。</td></tr>
</table>

考査項目別運用表

（検　査　員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形 及び 出来ばえ Ⅱ.品質	通信設備工事 受変電設備工事	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

電気

- □ 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。
- □ 材料及び構成部品の品質及び形状について，設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。
- □ 材料の品質照合の結果が，品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 設備，機器の品質，機能及び性能が，成績等で確認でき，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ ケーブル及び配管の接続などの作業が，施工計画書に記載された手順に沿って行われ，不具合が無いことが確認できる。
- □ 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。
- □ 完成図書において，設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。
- □ 完成図書において，単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。
- □ 設備全体及び各機器において，設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。
- □ 設備全体についての取扱説明書を適切に作成していることが確認できる。
- □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
- □ 設備の構造について，点検や消耗品の取替え作業が容易にできることが確認できる。
- □ その他（理由：　　）

●判断基準

※　評価値が 90%以上･････････････････ a
※　評価値が 80%以上 90%未満 ･･････ a’
※　評価値が 70%以上 80%未満 ･･････ b
※　評価値が 60%以上 70%未満 ･･････ b’
※　評価値が 60%未満･････････････････ c

① 当該「評価対象項目」のうち，対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお，削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。

上記以外の工事 （情報ボックス，浚渫工等）又は合併工事		a	a’	b	b’	c	d	e
	<A>	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査職員が修補指示を行った。
	<B>	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙-4 参照。						

●評価対象項目

- □ 理由：
- □ 理由：
- □ 理由：
- □ 理由：
- □ 理由：
- □ 理由：
- □ 理由：
- □ 理由：

●判断基準

＜A＞　対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事
ex）浚渫工，取壊し工等

※　該当項目が 90%以上･････････････････ a
※　該当項目が 80%以上 90%未満･････････ a’
※　該当項目が 70%以上 80%未満･････････ b
※　該当項目が 60%以上 70%未満･････････ b’
※　該当項目が 60%未満･････････････････ c
なお，削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。

＜B＞　対象工事がばらつきによる評価が適切な工事
評価する工事

① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
② 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
③ 評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。

		ばらつきで判断可能		
		50%以下	80%以下	80%を超える
評価値	90%以上	a	a’	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c
	60%未満	b’	c	c

考査項目別運用表

（検　査　員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形 及び 出来ばえ Ⅱ.品質	港湾築造工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準，港湾工事品質管理基準，空港土木工事施工管理基準，土木工事施工管理基準，その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙-4 参照。 ●評価対象項目 【共　通】 □　濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 □　既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 □　航行船舶に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 □　材料等の品質に異常値が想定される場合，品質確認に必要な試験等が行われていることが確認できる。 □　気象・海象を十分調査して施工されていることが確認できる。 □　設計図書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。 □　作業船が十分管理下におかれ，統率されていることが確認できる。 □　その他（理由：　） 【浚渫・床掘関係】 □　土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工していることが確認できる。 □　潮位及び潮流，波浪等の状況を十分把握して施工されている。 □　土質改良を適切に行っていることが記録で確認できる。 □　土捨場土量に制約がある場合，適切な土量で，許容範囲に精度良く平坦に仕上がっている。 □　土捨場に制約がなく，深掘しても周辺構造物に影響がない場合，今後の埋没も考慮し，深く平坦に仕上がっている。 □　土質に対して，適正な船舶，機械を使用し，周辺環境への影響を最小限に抑えている。（大型船による施工で，作業日数短縮等も含む） □　浚渫・床掘時に濁り防止に十分注意して，漏出がないように施工していることが確認できる。 □　浚渫工又は床掘工において，作業現場の土質条件，海象条件，周辺海域の利用状況等を考慮して，効率的作業が可能な作業船を選定していることが確認できる。 □　土砂運搬において，施工の効率，周辺海域の利用状況を考慮して，土砂の運搬経路を決定していることが確認できる。 □　置換材の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。 □　砲弾等の爆発物が発見された場合，関係機関への報告が速やかになされていることが確認できる。 □　その他（理由：　） 【地盤改良関係】 □　改良材料の管理記録が整理され，品質管理を適切に行っていることが記録で確認でき，設計図書の仕様を満足している。 □　浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。 □　サンドドレーン，砕石ドレーン，サンドコンパクションパイル及びロッドコンパクションが連続した一様な形状・品質に施工されていることが打込記録等により確認できる。 □　ペーパードレーンが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが打込記録等により確認できるとともに，打設を完了したペーパードレーンの頭部が保護され，排水効果が維持されていることが確認できる。 □　深層混合処理の打込記録等から，設計図書に定められている事項が確認できる。 □　前記以外の改良工法について，記録から設計図書に定められている事項が確認できる。 □　盛上り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 □　その他（理由：　） 【マット，捨石及び均し関係】 □　捨石，被覆石など材料の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。 □　マットが破損なく所定の幅で重ね合わせられていることが写真記録等により確認できる。 □　捨石，被覆及び根固め石がゆるみのないよう堅固に施工され，記録により確認できる。 □　裏込めが既設構造物及び防砂目地板の破損がなく施工され，記録により確認できる。 □　捨石，被覆石等の石材は，扁平細長でなく，風化凍壊の恐れのないものが使用されていることが確認できる。 □　施工面から浮泥等の品質の害となるものを除去してから施工されていることが確認できる。 □　マットの施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。 □　捨石，被覆及び根固め石の施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。 □　その他（理由：　）						□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査職員が修補指示を行った。

考査項目別運用表

（検　査　員）

3.出来形 及び 出来ばえ Ⅱ.品質	港湾築造工事	【本体：杭及び矢板，控工関係】 □　鋼材の規格・数量がミルシート等（現物照合を含む）で確認できる。 □　鋼材の保管にあたり，変形及び塗覆装面に損傷を与えないよう，適切に処置されていることが確認できる。 □　杭及び矢板に損傷及び修補痕がなく施工されていることが確認できる。 □　杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され，かつ記録が確認できる。 □　腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け，ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させていることが確認できる。 □　タイロッドは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。 □　溶接及び切断の品質管理に関して設計図書の仕様を満足している。 □　その他（理由：　　） 【本体：ケーソン据付，ブロック据付関係】 □　ケーソン仮置に先立ち仮置場を調査し，仮置作業が所定の位置に異常なく行われていることが確認できる。 □　ケーソン据付に先立ち，気象・海象等を十分調査し，据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。 □　ケーソン据付等及び中詰においてケーソン及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。 □　コンクリートブロック据付に先立ち，気象・海象等を十分調査し，据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。 □　ブロック据付等においてブロック及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。 □　ケーソンえい航に先立ち，気象・海象等を十分調査し，適切な時期を選定されていることが確認できる。 □　ケーソンえい航に先立ち，上蓋，安全ネット又は吊り足場等を設置し，墜落防止の措置を講じていることが確認できる。 □　ケーソン注水時の隔室の水頭差が1m以内になるように管理されていることが確認できる。 □　ケーソン仮置き，据付の時期について，設計図書を満足するよう実施されていることが確認できる。 □　中詰において海上漏出がないように施工されていることが確認できる。 □　その他（理由：　　） 【コンクリート関係】 □　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており，コンクリートの品質(強度・w／c，最大骨材粒径，塩化物総量，単位水量，アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 □　コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており，温度，スランプ，空気量等の測定結果が確認できる。 □　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が，当該現場の供試体であることが確認できる。 □　施工条件や気象条件に適した運搬時間，打設時の投入高さ及び締固め方法が，定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） □　コンクリートの圧縮強度を管理し，必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 □　コンクリートの打設前に，打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 □　鉄筋（PC 鋼材含む）の品質が，証明書類で確認できる。 □　鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　コンクリート打設までにさび，どろ，油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 □　鉄筋の組立及び加工が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　圧接作業にあたり，作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 □　スペーサーを適切に配置し，鉄筋の被りを確保している。 □　コンクリートの養生が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　プレビーム桁のプレフレクション管理が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。 □　PC 鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　有害なクラックが無い。 □　その他（理由：　　） ①　当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④　なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。 ●判断基準 ［ばらつきで判断可能］50%以下：a／80%以下：a’／80%を超える：b　［ばらつきで判断不可能］b 評価値 90%以上：a／a’／b／b 評価値 75%以上 90%未満：a’／b／b’／b’ 評価値 60%以上 75%未満：b／b’／c／c 評価値 60%未満：b’／c／c／c 注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。		

考査項目別運用表

（検　査　員）

考　査　項　目	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3.出来形 及び 出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	コンクリート 構造物工事 砂防構造物工事 海岸工事 トンネル工事	●評価対象項目 □　コンクリート構造物の表面状態が良い。 □　コンクリート構造物の通りが良い。 □　天端仕上げ，端部仕上げ等が良い。 □　クラックが無い。 □　漏水が無い。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上･･････a 該当４項目･････････b 該当３項目･････････c 該当２項目以下･･････d	
	土工事 （盛土･築堤工事等）	●評価対象項目 □　仕上げが良い。 □　通りが良い。 □　天端及び端部の仕上げが良い。 □　構造物へのすりつけなどが良い。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上･･････a 該当３項目･････････b 該当２項目･････････c 該当１項目以下･･････d	
	切土工事	●評価対象項目 □　規定された勾配が確保されている。 □　切土法面の施工にあたって，法面の浮き石が除去されているなど，適切に施工されている。 □　法面勾配の変化部について，干渉部を設けるなど適切に施工されている。 □　滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 □　関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上･･････a 該当４項目･････････b 該当３項目･････････c 該当２項目以下･･････d	
	護岸・根固・ 水制工事	●評価対象項目 □　通りが良い。 □　材料のかみ合わせがよく，クラックが無い。 □　天端及び端部の仕上げが良い。 □　既設構造物とのすりつけが良い。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上･･････a 該当３項目･････････b 該当２項目･････････c 該当１項目以下･･････d	
	鋼橋工事	●評価対象項目 □　表面に補修箇所が無い。 □　部材表面に傷及び錆が無い。 □　溶接に均一性がある。 □　塗装に均一性がある。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上･･････a 該当３項目･････････b 該当２項目･････････c 該当１項目以下･･････d	
	地すべり防止工事	●評価対象項目 □　地山との取り合いが良い。 □　天端，端部の仕上げが良い。 □　施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当３項目以上･･････a 該当２項目･････････b 該当１項目･････････c 該当項目なし･････････d	
	舗装工事	●評価対象項目 □　舗装の平坦性が良い。 □　構造物の通りが良い。 □　端部処理が良い。 □　構造物へのすりつけ等が良い。 □　雨水処理が良い。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上･･････a 該当４項目･････････b 該当３項目･････････c 該当２項目以下･･････d	
	法面工事	●評価対象項目 □　通りが良い。 □　植生，吹付等の状態が均一である。 □　端部処理が良い。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当３項目以上･･････a 該当２項目･････････b 該当１項目･････････c 該当項目なし･････････d	

考査項目別運用表

（検　査　員）

考 査 項 目	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3.出来形 及び 出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	基礎工事 (地盤改良等を含む)	●評価対象項目 □　土工関係の仕上げが良い。 □　通りが良い。 □　端部及び天端の仕上げが良い。 □　施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ※地盤改良はｃ評価とする。		●判断基準 該当３項目以上･･････ａ 該当２項目･････････ｂ 該当１項目･････････ｃ 該当項目なし･････････ｄ	
	コンクリート橋 上部工事	●評価対象項目 □　コンクリート構造物の表面状態が良い。 □　コンクリート構造物の通りが良い。 □　天端及び端部の仕上げが良い。 □　支承部の仕上げが良い。 □　クラックが無い。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上･･････ａ 該当４項目･････････ｂ 該当３項目･････････ｃ 該当２項目以下･･････ｄ	
	塗装工事 （工場塗装を除く）	●評価対象項目 □　塗装の均一性が良い。 □　細部まできめ細かな施工がされている。 □　補修箇所が無い。 □　ケレンの施工状況が良好である。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上･･････ａ 該当３項目･････････ｂ 該当２項目･････････ｃ 該当１項目以下･･････ｄ	
	植栽工事	●評価対象項目 □　樹木の活着状況が良い。 □　支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 □　支柱の取り付けが堅固である。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当３項目以上･･････ａ 該当２項目･････････ｂ 該当１項目･････････ｃ 該当項目なし･････････ｄ	
	防護柵（網）工事	●評価対象項目 □　通りが良い。 □　端部処理が良い。 □　部材表面に傷及び錆が無い。 □　既設構造物等とのすりつけが良い。 □　きめ細やかに施工されている。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上･･････ａ 該当４項目･････････ｂ 該当３項目･････････ｃ 該当２項目以下･･････ｄ	
	標識工事	●評価対象項目 □　設置位置に配慮がある。 □　標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 □　標識板の支柱に変色が無い。 □　支柱基礎が入念に埋め戻されている。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上･･････ａ 該当３項目･････････ｂ 該当２項目･････････ｃ 該当１項目以下･･････ｄ	
	区画線工事	●評価対象項目 □　塗料の塗布が均一である。 □　視認性が良い。 □　接着状態が良い。 □　施工前の清掃が入念に実施されている。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上･･････ａ 該当３項目･････････ｂ 該当２項目･････････ｃ 該当１項目以下･･････ｄ	

考査項目別運用表

（検　査　員）

考 査 項 目	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3.出来形 及び 出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	機械設備工事	●評価対象項目 □　主設備，関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており，運転操作性が良い。 □　きめ細かな施工がなされている。 □　土木構造物，既設設備等とのすりつけが良い。 □　溶接，塗装，組立等にあたって，細部に渡る配慮がなされている。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上･･････a 該当３項目･････････b 該当２項目･････････c 該当１項目以下･･････d	
	電気設備工事	●評価対象項目 □　きめ細やかな施工がなされている。 □　公共物として，安全性の確保，環境及び維持管理等への配慮がなされている。 □　動作状態において，電気的及び機械的な異常が無く，総合的な機能及び運用性が良い。 □　ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 □　操作，保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上･･････a 該当４項目･････････b 該当３項目･････････c 該当２項目以下･･････d	
	維持修繕工事	●評価対象項目 □　小構造物等にも注意が払われている。 □　きめ細かな施工がなされている。 □　既設構造物とのすりつけが良い。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当３項目以上･･････a 該当２項目･････････b 該当１項目･････････c 該当項目なし･････････d	
	電線共同溝工事	●評価対象項目 □　歩道及び車道の舗装(含，仮復旧舗装)の勾配が適切で，有害な段差が無く平坦性が確保されている。 □　プレキャストコンクリートブロックの蓋に，がたつきや不要な隙間が生じていない。 □　施工管理記録などから，不可視部分の出来映えの良さが伺える。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当３項目以上･･････a 該当２項目･････････b 該当１項目･････････c 該当項目なし･････････d	
	通信設備工事 受変電設備工事	●評価対象項目 □　主設備，関連設備等にきめ細かな施工がされている。 □　公共物として，安全性の確保，環境及び維持管理等への配慮がなされている。 □　動作状態において，電気的及び機械的な異常が無く，総合的な機能や運用性が良い。 □　当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され，総合的な性能向上への配慮がなされている。 □　操作，保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上･･････a 該当４項目･････････b 該当３項目･････････c 該当２項目以下･･････d	
	上記以外の工事 又は 合併工事	●評価対象項目 □　理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □　理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □　理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □　理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □　理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ※　該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし，評価対象項目は最大５項目とする。		●判断基準 該当４項目以上･･････a 該当３項目･････････b 該当２項目･････････c 該当１項目以下･･････d	

考査項目別運用表

（検　査　員）

考 査 項 目	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3.出来形 及び 出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	港湾築造工事	●評価対象項目 □　構造物等の通りが良い。 □　施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 □　構造物等の表面及び端部の仕上げが良い。 □　構造物等のきめ細やかな施工がなされている。 □　全体的な美観が良い。 □　クラックがない。（コンクリート工事が含まれる場合）		●判断基準 （コンクリート工事がない場合） 該当４項目以上･････････a 該当３項目･････････････b 該当２項目･････････････c 該当１項目以下･････････d	（コンクリート工事が含まれる場合） 該当５項目以上 ･･････ a 該当４項目 ･････････ b 該当３項目 ･････････ c 該当２項目以下 ･･････ d
	港湾浚渫工事 （地盤改良工事を含む）	●評価対象項目 □　規定された水深・勾配又は改良深度等が確保されている。 □　施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 □　施工後の表面及び底面等の全体的な仕上げが良い。 □　浚渫及び盛り上り等の土砂が適切に処理されている。		●判断基準 該当３項目以上･････････a 該当２項目･････････････b 該当１項目･････････････c 該当項目なし･････････････d	
	ブロック製作工事 （ケーソン陸上製作工事を含む）	●評価対象項目 □　コンクリート構造物の表面状態が良い。 □　コンクリート構造物の通りが良い。 □　天端仕上げ，端部仕上げ等が良い。 □　クラックがない。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上･････････a 該当３項目･････････････b 該当２項目･････････････c 該当１項目以下･････････d	

1　出来形及び品質のばらつきの考え方（社内管理基準を定めている場合は，社内管理基準に対するばらつきで判断する。）

［管理図の場合］

（上・下限値がある場合）

①ばらつきが50％以下と判断できる例

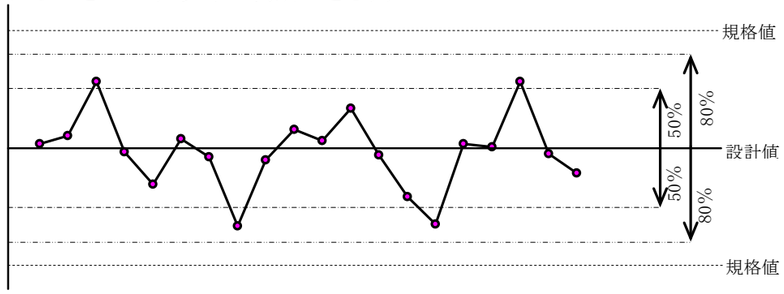

②ばらつきが80％以下と判断できる例

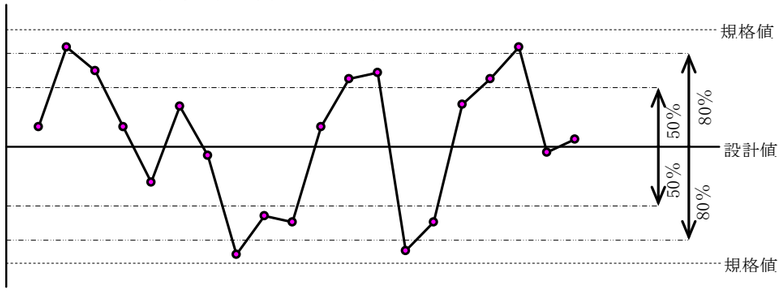

（下限値のみの場合）

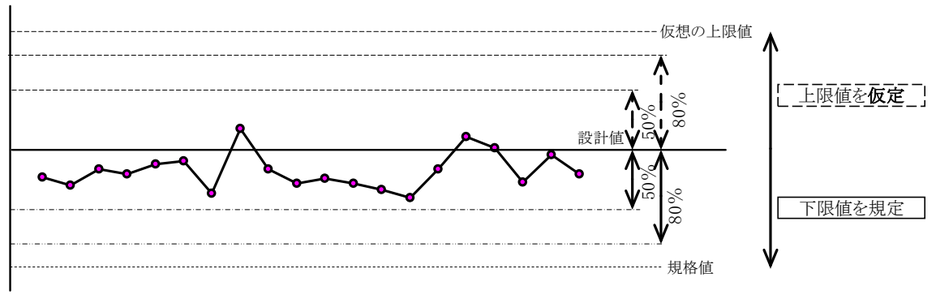

［度数表またはヒストグラムの場合］

ばらつきが小さい

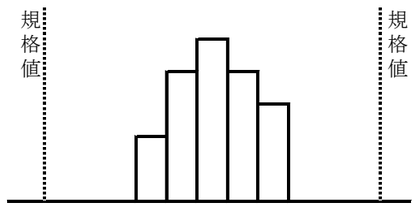

ばらついている

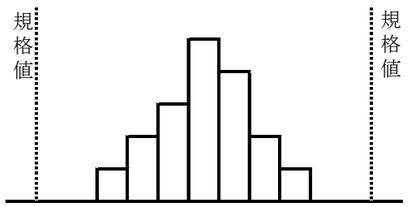

ばらつきが大きい

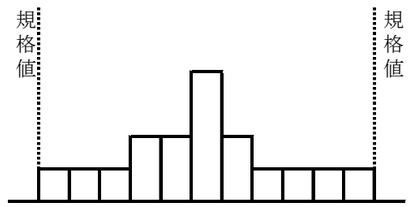

2　多工種複合工事の取り扱い

(1)　主たる工種で評定する。なお，多工種で評定対象が重要な場合はこの限りではない。

(2)　コンクリート橋は，プレテンション桁等，工場で製作される構造物も対象とする。

(3)　評定は，「合併工事」欄を活用する。

別紙-5　工事関係書類一覧表

作成時期	種別		提出書類名称	該当文書	様式○	書類作成者		受注者書類作成の位置づけ					工事書類作成のための事前協議		備考
								提出		提示	その他				
						発注者	受注者	監督職員	発注者	受注者保管	監督職員へ連絡	監督職員へ納品	電子●	紙◎	
工事着手前	契約図書	契約書等	建設工事請負契約書	－	―	○									
			建設工事請負契約約款	－	―	○									
			契約特約事項	－	―	○									
		設計図書	共通仕様書	－	―	○									
			特記仕様書	－	―	○									
			工事数量総括表	－	―	○									
			発注図面	－	―	○									
	契約関係書類		建設リサイクル法第 12 条第 1 項に基づく書面	共通仕様書 1-1-2-12-5	○		○		○				―	◎	落札決定通知の日から 5 日以内に，発注者（工事担当課）に提出する。
			建設リサイクル法 13 条及び省令第 4 条に基づく書面	共通仕様書 1-1-2-12-5	○		○		○				―	◎	
			現場代理人及び主任技術者等氏名（変更）届	契約約款第 10 条 共通仕様書 1-1-3-2	○		○		○				―	◎	契約締結後 14 日以内に監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。
			請負代金内訳書	契約約款第 3 条 共通仕様書 3-1-1-2	○		○		○				―	◎	契約締結後 14 日以内に法定福利費を記載して全ての工事で提出を行う。
			当初（変更）工程表	契約約款第 3 条 共通仕様書 3-1-1-3，3-1-2-2	○		○		○				―	◎	契約締結後 14 日以内に提出しなければならないが，施工計画書の計画工程表に代えることが出来る。
			建退共証紙購入状況報告	共通仕様書 1-1-2-20	○		○		○				―	◎	請負代金額 300 万以上の工事が対象で，購入状況を工事完成時までに書面提出する。証紙を購入しなかった場合はその理由を書面報告する。
			建退共証紙受払簿	建設業退職金共済制度の加入促進及び履行確保について（H20.9.9 建設産業室長通知）	―		○			○			―	◎	
			請求書	契約約款第 32 条，34 条	○		○		○				―	◎	前払金に係るもの
			VE 提案書（契約後 VE 時）	共通仕様書 1-1-3-7	○		○		○				―	◎	契約締結後に VE 提案を行う場合に提出する。
	その他		品質証明員通知書	共通仕様書 3-1-1-8	―		○						―	◎	設計図書で品質証明の対象と明示された場合に提出する。

作成時期	種別	提出書類名称	該当文書	様式○	書類作成者		受注者書類作成の位置づけ					工事書類作成のための事前協議		備考
							提出		提示	その他				
					発注者	受注者	監督職員	発注者	受注者保管	監督職員へ連絡	監督職員へ納品	電子●	紙◎	
工事着手前	その他	再生資源利用計画書 ―建設資材搬入工事用―	共通仕様書 1-1-1-19, 1-1-2-12	○		○	○					●	―	該当する建設資材を工事現場に搬入する場合には，再生資源利用計画を作成し，施工計画書に含め提出する。（請負代金額100万円以上）
		再生資源利用促進計画書 ―建設副産物搬出工事用―	共通仕様書 1-1-1-19, 1-1-2-12	○		○	○					●	―	該当する建設資材を工事現場から搬出する場合には，再生資源利用促進計画を作成し施工計画書に含め提出する。（請負代金額100万円以上）
		「広島県土砂の適正処理に関する条例」に基づく届出	共通仕様書 1-1-2-12	○		○						―	◎	500m3 以上の土砂を事業区域外へ搬出するときは，搬出開始日から起算して 20 日までに各農林水産事務所（農林事業所）又は事務を委譲した市町に届け出る。
		事前調査結果報告書	共通仕様書 1-1-1-26	―		○	○					●	―	契約約款に定める工事始期日以降 30 日以内に提出する。
		接触・切断等事故防止対策計画書（施工計画時）	共通仕様書 1-1-1-26	―		○	○					●	―	該当工種の着手日の 7 日前までに提出すること。
		休日取得計画表	週休２日モデル工事試行要領	○		○	○					●	―	
	工事書類 1施工計画 ①施工計画	施工計画書	共通仕様書 1-1-1-4	―		○	○					●	―	数量の軽微な変更の場合には，変更施工計画書の提出は不要。
		確認依頼書 （契約約款第 18 条に該当する事実があった場合）	契約約款第 18 条 共通仕様書 1-1-1-3	―		○	○					●	―	契約約款第 18 条第 1 項～第 5 項に該当があった場合にのみ提出する。（契約約款第 18 条第 1 項の範囲を超えないこと）
		設計図書の照査確認資料 （契約約款第 18 条に該当する事実がない場合）	契約約款第 18 条 共通仕様書 1-1-1-3-2	―		○			○			―	◎	契約約款第 18 条第 1 項～第 5 項に該当がない場合（設計図書と現場等が一致している場合）は提示とする。（契約約款第 18 条第 1 項の範囲を超えないこと）
		工事測量成果表 （仮 BM 及び多角点の設置）	共通仕様書 1-1-1-38-1	―		○	○					●	―	
		工事測量結果（設計図書との照合）（設計図書との差異あり）	共通仕様書 1-1-1-38-1	―		○	○					●	―	設計図書と測量結果に差異がある場合にのみ提出する。
		工事測量結果（設計図書との照合）（設計図書と一致）	共通仕様書 1-1-1-38-1	―		○			○			―	◎	設計図書と測量結果が一致している場合は提示とする。

作成時期	種別			提出書類名称	該当文書	様式○	書類作成者		受注者書類作成の位置づけ					工事書類作成のための事前協議		備考
									提出		提示	その他				
							発注者	受注者	監督職員	発注者	受注者保管	監督職員へ連絡	監督職員へ納品	電子●	紙◎	
工事着手前	工事書類	2施工体制	②施工体制	施工体制台帳	共通仕様書 1-1-1-10-1	○		○	○					●	―	
				施工体制台帳（下請負人に関する事項）	共通仕様書 1-1-1-10-1	○		○	○					●	―	
				施工体制台帳（再下請に関する事項）	共通仕様書 1-1-1-10-1	○		○	○					●	―	
				重層下請に係る理由書	共通仕様書 1-1-2-6-4	―		○		○				―	◎	
				県外業者を下請業者とする理由書	共通仕様書 1-1-2-6-6	○		○		○				―	◎	
				施工体系図	共通仕様書 1-1-1-10-2	○		○	○					●	―	
施工中	工事書類	3施工状況	③施工管理	工事打合せ簿（指示）	共通仕様書 1-1-1-2	○	○									
				工事打合せ簿（協議，承諾，提出，報告，通知）	共通仕様書 1-1-1-2	○		○	○					●	―	
				関係機関協議資料（許可後の資料）	共通仕様書 1-1-1-36-3	―		○			○			●	―	許可後の資料は提示とする。ただし，監督職員から請求があった場合は写しを提出する。
				近接協議資料	共通仕様書 1-1-1-36	―		○			○			●	―	
				材料確認書	共通仕様書 2-1-2-4	○		○	○					●	―	
				材料納入伝票（工事に使用した材料の品質を証明する資料）	共通仕様書 2-1-2-1	―		○			○			―	◎	監督職員又は検査職員の請求があった場合は提示する。
				登録リサイクル製品使用実績	共通仕様書 1-1-2-17	―		○	○		○			●	―	「広島県リサイクル製品登録証」の写しを提出し，その使用実績について監督職員に確認を受け，広島県循環型社会課へ報告する。
				段階確認書	共通仕様書 3-1-1-6-6	○		○	○					●	―	・設計図書で定めのある場合のみ提出する。 ・段階確認書に添付する資料を新たに作成する必要はなく，受注者が作成する出来形管理資料に，確認した実測値を手書きで記入する。 ・監督職員が臨場した場合の状況写真の添付は不要。 ・監督職員が臨場して段階確認した箇所は，出来形管理写真の撮影を省略できる。

作成時期	種別			提出書類名称	該当文書	様式○	書類作成者		受注者書類作成の位置づけ					工事書類作成のための事前協議		備考
									提出		提示	その他				
							発注者	受注者	監督職員	発注者	受注者保管	監督職員へ連絡	監督職員へ納品	電子●	紙◎	
施工中	工事書類	3 施工状況	③施工管理	確認書・立会書	共通仕様書 3-1-1-6-1	○		○	○					●	―	設計図書で定めのある場合は提出する。 監督職員等が立ち会っている状況写真は不要。
				休日・夜間作業届	共通仕様書 1-1-1-37-2	―		○				○		●or―	―	現道上の工事を行う場合は書面により提出することとし，その他は，口頭，ファクシミリ，電子メール等により連絡する。
			④安全管理	安全教育訓練実施資料	共通仕様書 1-1-1-27-10	―		○			○			―	◎	実施した内容を提示する。
				事故等速報	共通仕様書 1-1-1-30	○		○	○					●	―	事故が発生した場合は，直ちに監督職員に通報し事故の概要を書面により速やかに報告する。
				工事事故報告書	共通仕様書 1-1-1-30	○		○	○					―	◎	監督職員から請求があった場合に，書面により速やかに提出する。
			管理⑤工程	工事履行報告書	契約約款第 11 条 共通仕様書 1-1-1-25, 1-1-2-16	○		○	○					●	―	毎月 7 日までに監督職員に提出する。
			⑥出来形管理	出来形管理図表	共通仕様書 1-1-1-24-8	○		○	○		○			●	―	施工中は提示とし工事完成時に提出とする。 出来形の測定位置がわかるよう略図を記載する。
				出来形数量計算書	共通仕様書 3-1-1-7-2	―		○	○		○			●	―	工事数量の計算等にあたっては「土木工事数量算出要領（案）」を適用する。 契約数量以外の任意施工に関わる部分（設計図書に明示していないもの）の提出は不要。 施工中は提示とし，工事完成時に提出とする。
			管理⑦品質	品質管理表	共通仕様書 1-1-1-24-8	○		○	○		○			●	―	施工中は提示とし，工事完成時に提出とする。 品質の測定位置がわかるよう略図を記載する。
	契約関係書類	中間前払金		認定請求書	契約約款第 34 条 3 項	○		○		○				―	◎	
				認定調書	契約約款第 34 条 4 項	○	○									
				請求書	契約約款第 34 条 4 項	○		○		○				―	◎	
		中間検査		中間検査調書	共通仕様書 3-1-1-10	○	○									
		指定部分完成検査		指定部分完成通知書	契約約款第 38 条	○		○		○				―	◎	

作成時期	種別		提出書類名称	該当文書	様式○	書類作成者		受注者書類作成の位置づけ					工事書類作成のための事前協議		備考
								提出		提示	その他				
						発注者	受注者	監督職員	発注者	受注者保管	監督職員へ連絡	監督職員へ納品	電子●	紙◎	
施工中	契約関係書類	指定部分完成検査	指定部分相当額について（協議）	契約約款第 38 条 2 項	○	○									
			協議に係る承諾書	契約約款第 38 条 2 項	○		○						－	◎	
			指定部分引渡書	契約約款第 38 条 1 項	○		○		○				－	◎	
			請求書	契約約款第 38 条 1 項	○		○		○				－	◎	
		既済部分（出来形）検査	請負工事出来形検査要求書	契約約款第 37 条 2 項	○		○		○				－	◎	
			出来形検査調書	契約約款第 37 条 3 項	○	○									
			出来形検査結果通知書	契約約款第 37 条 3 項	○	○									
			請負代金相当額について（協議）	契約約款第 37 条 6 項	○	○									
			協議に係る承諾書	契約約款第 37 条 6 項	○		○						－	◎	
			請求書	契約約款第 37 条 7 項	○		○		○				－	◎	
		修補	検査結果通知書（修補事項）	共通仕様書 1-1-1-22-5 共通仕様書 1-1-1-22-4 契約約款第 31 条 6 項	○	○			○						
			修補完了通知書	契約約款第 31 条 1 項, 6 項	○		○		○				－	◎	
		部分使用	部分使用承認願	契約約款第 33 条 1 項 共通仕様書 1-1-1-23	○	○									
			部分使用承諾書	契約約款第 33 条 1 項 共通仕様書 1-1-1-23	○		○		○				－	◎	
		工期変更	工期延長（短縮）申請書	契約約款第 21 条 共通仕様書 1-1-1-16	○		○		○				－	◎	
			工期の変更について（協議）	契約約款第 23 条 共通仕様書 1-1-1-16	○	○									
		請負代金変更	請負代金額の変更について（協議）	契約約款第 23 条，24 条	○	○	○		○				－	◎	
			変更協議に係る承諾書	契約約款第 23 条，24 条	○	○									

作成時期	種別		提出書類名称	該当文書	様式○	書類作成者		受注者書類作成の位置づけ					工事書類作成のための事前協議		備考
								提出		提示	その他				
						発注者	受注者	監督職員	発注者	受注者保管	監督職員へ連絡	監督職員へ納品	電子●	紙◎	
施工中	契約関係書類	賃金又は物価変更に基づく請負代金変更	賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更について（協議）	契約約款第 25 条	○	○	○		○				－	◎	
			賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更に係る協議が整わなかった場合の通知について	契約約款第 25 条	○	○									
			賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更請求について	契約約款第 25 条	○	○	○		○				－	◎	
		単品スライド条項	建設工事請負契約約款第 25 条第５項に基づく請負代金額の変更について（請求）	建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項の運用について	○		○		○				－	◎	
			建設工事請負契約約款第 25 条第８項に基づく協議の開始の日について（通知）	建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項の運用について	○	○									
			請負代金額等の変更について（協議）	建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項の運用について	○	○									
			変更協議に係る承諾書	建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項の運用について	○		○						－	◎	
		インフレスライド条項	建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項に基づく請負代金額の変更について（請求）	建設工事請負契約約款第 25 条第 6 項運用基準	○		○						－	◎	
			建設工事請負契約約款第 25 条第 8 項に基づく協議の開始の日について（通知）	建設工事請負契約約款第 25 条第 6 項運用基準	○	○									
			請負代金額等の変更について（協議）	建設工事請負契約約款第 25 条第 6 項運用基準	○	○									
			建設工事請負契約約款第 25 条第 6 項に基づく請負代金額の変更について（協議）	建設工事請負契約約款第 25 条第 6 項運用基準	○	○									

作成時期	種別		提出書類名称	該当文書	様式○	書類作成者		受注者書類作成の位置づけ					工事書類作成のための事前協議		備考
								提出		提示	その他				
						発注者	受注者	監督職員	発注者	受注者保管	監督職員へ連絡	監督職員へ納品	電子●	紙◎	
施工中	契約関係書類	インフレスライド条項	変更協議に係る承諾書	建設工事請負契約約款第25条第6項運用基準	○		○		○				－	◎	
			スライド調書	建設工事請負契約約款第25条第6項運用基準	○	○							／	／	
			賃金等の変動に基づく請負代金額計算書	建設工事請負契約約款第25条第6項運用基準	○	○							／	／	
		天災による損害	天災その他の不可抗力による損害について（通知）	契約約款第29条 共通仕様書1-1-1-39-1	○		○		○				－	◎	
			天災その他の不可抗力による損害について（被災内訳）	契約約款第29条 共通仕様書1-1-1-39-1	○		○		○				－	◎	
			天災その他の不可抗力による損害の認定について（通知）	契約約款第29条 共通仕様書1-1-1-39-1	○	○							／	／	
			天災その他の不可抗力による損害について（協議）	契約約款第29条 共通仕様書1-1-1-39-1	○		○		○				－	◎	
			天災その他の不可抗力による損害額の協議・承諾について	契約約款第29条 共通仕様書1-1-1-39-1	○	○	○		○				－	◎	
			天災その他の不可抗力による損害額の請求	契約約款第29条 共通仕様書1-1-1-39-1	○		○		○				－	◎	
		支給品	支給品受領書	契約約款第15条第3項	○		○		○				－	◎	支給品を受領した場合に提出する。
			支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3	○		○		○				－	◎	支給品を受領した場合に提出する。
		現場発生品	現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-18	○		○		○				－	◎	現場発生品がある場合に提出する。
	その他		出来形報告書	共通仕様書3-1-1-7-2	－		○	○					●	－	出来形検査，指定部分完成検査の際に提出する。
			産業廃棄物管理表（マニフェスト）	共通仕様書1-1-1-19-2	－		○			○			●or－	◎or－	産業廃棄物を搬出した場合に提示する。 電子マニフェストの場合は，電子でもよい。
			新技術活用関係資料	共通仕様書1-1-1-13-6	－		○	○					●	－	NETISに登録されている技術を活用して工事施工する場合に報告する。

作成時期	種別	提出書類名称	該当文書	様式○	書類作成者		受注者書類作成の位置づけ					工事書類作成のための事前協議		備考
							提出		提示	その他				
					発注者	受注者	監督職員	発注者	受注者保管	監督職員へ連絡	監督職員へ納品	電子●	紙◎	
施工中	その他	主要資材購入先名簿	共通仕様書 1-1-3-4	○		○		○				－	◎	
		理由書	共通仕様書 1-1-3-4	○		○		○				－	◎	やむを得ず県外から購入する場合は，理由書を提出する。
工事完成時	契約関係書類	完成通知書	契約約款第 31 条 1 項 共通仕様書 1-1-1-21-1 共通仕様書 1-1-2-13-1	○		○		○				－	◎	終期日の 13 日前までに監督職員に提出しなければならない。
		検査結果通知書	契約約款第 31 条第 2 項	○	○									
		引渡書	契約約款第 31 条第 4 項	○		○		○				－	◎	
		請求書	契約約款第 32 条第 1 項	○		○		○				－	◎	
	工事書類	出来形管理図表	共通仕様書 1-1-1-23-8	○		○	○					●	－	施工中は提示とし，工事完成時に提出とする。品質の測定位置がわかるように略図を記載する。
		品質管理表	共通仕様書 1-1-1-24-8	○		○	○					●	－	施工中は提示とし，工事完成時に提出とする。品質の測定位置がわかるように略図を記載する。
		品質証明書	共通仕様書 3-1-1-8-(1)	－		○	○					●	－	設計図書で定めのある場合は提出する。
		工事写真	共通仕様書 1-1-1-24-8	－		○	○					●	－	工事写真の撮影にあたっては，写真管理基準（案）を適用する。電子納品等運用ガイドライン（案）【土木工事編】に基づき提出する。（紙の工事写真帳は提出不要）
		総合評価落札方式履行確認資料	広島県建設工事総合評価落札方式実施要領第 17	－		○			○※			●	－	※検査において検査職員に提示する。
		創意工夫・社会性等に関する実施状況	共通仕様書 3-1-1-16	－		○	○					●	－	創意工夫，地域社会への貢献等を実施した場合に提出する。
	工事完成図書	工事完成図	共通仕様書 1-1-1-20 共通仕様書 3-1-1-9	－		○					○	●	◎	電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき電子成果品及び紙の成果品で納品する。
		工事管理台帳	共通仕様書 3-1-1-9	－		○					○	●	◎	電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき電子成果品及び紙の成果品で納品する。

作成時期	種別	提出書類名称	該当文書	様式○	書類作成者		受注者書類作成の位置づけ					工事書類作成のための事前協議		備考
							提出		提示	その他				
					発注者	受注者	監督職員	発注者	受注者保管	監督職員へ連絡	監督職員へ納品	電子●	紙◎	
工事完成時	工事完成図書	施設管理台帳 （道路事業関係）	共通仕様書 3-1-3-1	○		○					○	●	―	道路施設等台帳作成要領に基づき，3 部（原図 1 部，コピー2 部）納品する。
		施設管理台帳 （急傾斜地崩壊対策事業関係）	共通仕様書 3-1-3-1	○		○					○	●	◎	急傾斜地崩壊対策施設調査要領に基づき納品する。
		施設管理台帳 （砂防事業関係）	共通仕様書 3-1-3-1	○		○					○	●	―	砂防設備台帳作成要領（案）に基づき納品する。
	その他	再生資源利用実施書 ―建設資材搬入工事用―	共通仕様書 1-1-1-19-6	○		○		○				●	―	該当する建設資材を搬入した場合，建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
		再生資源利用促進実施書 ―建設副産物搬出工事用―	共通仕様書 1-1-1-19-6	○		○		○				●	―	該当する建設資材を搬入した場合，建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
		休日取得計画表（実績）	週休２日モデル工事試行要領	○		○	○					●	―	
		休日取得状況表	週休２日モデル工事試行要領	○		○	○					●	―	
工事完成後	その他	低入札価格調査 （工事完成後調査）	共通仕様書 1-1-1-13-5	○		○		○				―	◎	「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱」の調査対象工事の場合は，完成検査合格後 2 か月以内に提出する。

（参考）

作成時期	種別			提出書類名称	該当文書	様式○	書類作成者		受注者書類作成の位置づけ					工事書類作成のための事前協議		備考
									提出		提示	その他				
							発注者	受注者	監督職員	発注者	受注者保管	監督職員へ連絡	監督職員へ納品	電子●	紙◎	
施工中	工事書類	3施工状況	その他	コンクリート中の塩分測定表	共通仕様書 1-3-2-2, 1-3-3-4	○		○						●	－	
				くい打ち成績表	共通仕様書 3-2-4-4-4	○		○	○					●	－	施工中は提示とし，工事完成時に提出する。
				浸透探傷試験記録書	共通仕様書 3-2-12-3	○		○			○			●	－	
				放射線透過試験記録表	共通仕様書 3-2-12-3	○		○			○			●	－	
				塗装膜厚測定表	共通仕様書 3-2-3-31-16 共通仕様書 3-2-12-11-12	○		○	○					●	－	現場塗装終了後，塗膜厚検査を行い，施工中は提示とし，工事完成後に提出する。 工場塗装終了後，塗膜厚検査を行い提示する。
				塗装膜厚測定成績表	共通仕様書 3-2-3-31-16 共通仕様書 3-2-12-11-12	○		○	○					●	－	現場塗装終了後，塗膜厚検査を行い，施工中は提示とし，工事完成後に提出する。 工場塗装終了後，塗膜厚検査を行い提示する。
				場所打ち杭（機械掘削）の施工記録	共通仕様書 3-2-4-5-2	○		○	○					●	－	施工中は提示とし，工事完成後に提出する。
				場所打ちコンクリート杭施工記録表	共通仕様書 3-2-4-5-2	○		○	○					●	－	施工中は提示とし，工事完成後に提出する。
				鉄筋ガス圧接超音波探傷検査記録	共通仕様書 1-3-7-5	○		○			○			●	－	鉄筋の種類，直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び，その品質を証明する資料を整備及び保管し，監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示

※（参考）は，様式を定めている工事書類を参考的に示したものであり，その他施工中に必要な工事書類については，設計図書に従い適宜提出又は提示してください。